

# 食品に関するリスクコミュニケーション(11月24日：岡山県岡山市)における事前意見・質問について

食品安全行政の枠組みについて  
(リスクコミュニケーションについても含む)

健康食品について

その他

	質問者	意見		質問の内容	回答
		テーマ番号	問番号		
1	消費者		1	国民の健康に関わる、食品安全行政においては、透明性のある、リスクの情報公開とそれをもとにした、消費者（国民）とのリスクコミュニケーションによって、具体的対策、方針を決めていくことが安心と信頼につながると思います。よろしく願いいたします。	食品安全基本法に基づき、リスクの評価を行う機関と管理を行う機関が明確に分離されるとともに、評価や管理の過程の透明性が高められています。また、施策を進めるにあたり、消費者等との意見や情報の交換を行うリスクコミュニケーションの取組を進めています。
2	消費者		1	(健康食品等について) 過剰摂取、個人差（アレルギー、持病など）の注意書きを外箱に表示して欲しい。	『健康食品の摂取量及び摂取方法の表示に関する指針等について』において、「摂取量等の上限又は目安」、「摂取の方法」、「過剰摂取することにより健康に障害を与えることが知られているもの」にあつては、「その旨」等、適切な摂取が行われるよう通知しております。
3	消費者		1	輸入食品の安全性を高めるため、水際検査を主体に切り替えていただきたい。9割以上が検査なしではとても安全安心はできません。モニタリング検査、大豆の計画輸入制度は消費者にとって安全安心にはつながりません。	輸入食品の検査については、重点的に監視・指導を実施する項目を明記した「輸入食品監視指導計画」に基づき実施しており、具体的には、CODEX（分析サンプリング部会）において示されている一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査件数を基本に、過去の違反率、輸入件数、重量及び違反内容の重要度を勘案し、食品群毎に検査所が行う「モニタリング検査」の件数を策定しているほか、違反事例や輸出国の状況により違反の可能性が高いと判断される食品については、輸入の都度検査を実施する「命令検査」を実施しているところです。また、違反が多発する場合には検査を実施せずに輸入を禁止する「包括輸入禁止制度」についても検討を行い、安全性の確保を図っているところです。なお、水際におけるこれらの対策のみでなく、より一層の安全性を確保する必要があることから、違反が継続して発見される場合には、輸出国との協議、現地調査を行い生産段階における対策の強化を行っているところです。大豆等の計画輸入については、初回輸入時及び年度途中においてモニタリング検査を実施しており、問題が判明した場合は、計画輸入を認めていません。なお、これまで大豆については、モニタリング検査において残留農薬や遺伝子組替えの違反等は確認されておらず、現在検査強化の対象としている輸出国はありません。